国会事項

衆議院

議員辞職

十月一日議長は、近畿選挙区選出議員吉村洋文の辞職を許可した。

答弁書受領

九月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員真島省三提出家庭用エアコンの据付から廃棄にいたる安全確保と電気用品安全法の技術基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員本村賢太郎提出防災集団移転促進事業による土地の利活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員本村賢太郎提出胃がん検診の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志提出アニメ・ゲーム等の表現の規制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志提出日本そばの品質表示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志提出固定資産税の住宅用地特例に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志提出ＴＰＰ交渉の情報開示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出安倍首相のテレビ出演に係る政府の見解及び認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出安全保障関連法案採決に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等についての質問主意書における政府答弁の在り方等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出国会議員の定数削減の実現に向けた安倍首相の今後の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する第三回質問に対する答弁書

通知書受領

九月二十九日内閣から衆議院議員**逢**坂誠二提出大間原子力発電所の運転開始の目標時期の先送りに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出子ども被災者支援法の基本方針改定案に関して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出安全保障関連法案における国民の理解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出安全保障関連法案と防衛関係費に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出日米地位協定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出小中学校における少人数学級の実現に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出川内原発における火山の危険性等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出「安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出一九七二年の沖縄返還を巡る日米間のやり取りに関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約についての外交文書に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出外務省ＨＰから歴史問題ページが削除された件に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出ＴＰＰ交渉に対する政府の認識及び見解等についての質問主意書における政府答弁の在り方等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出伊方原発三号機に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等についての政府答弁の在り方等に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木貴子提出服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十七年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

報告書受領

九月二十九日内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員倫理法第四条の規定に基づく平成二十六年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する規則に関する報告

自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく平成二十六年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

又九月三十日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について」

辞令

衆議院調査局長

紅谷　弘志

衆議院参事に任命する

事務次長を命ずる

（事務次長）衆議院参事

岸本　俊介

衆議院調査局長に任命する

（庶務部長）同

鹿村謙太郎

憲政記念館長兼務を命ずる

（国家基本政策委員会専門員兼北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室長）衆議院常任委員会専門員

木下　一吉

経済産業委員会専門員を命ずる

経済産業調査室長に充てる

北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室長兼務を免ずる

（委員部副部長総務課長事務取扱）衆議院参事

大町　寛

衆議院常任委員会専門員に任命する

国家基本政策委員会専門員を命ずる

国家基本政策調査室長に充てる

北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室長兼務を命ずる

（国土交通調査室首席調査員）

衆議院調査局調査員

塚原　誠一

衆議院常任委員会専門員に任命する

決算行政監視委員会専門員を命ずる

決算行政監視調査室長に充てる

（委員部第一課）衆議院参事

若本　義信

秘書課総務主幹を命ずる

（議事部議案課長）同

安堂　雅哉

議事部副部長を命ずる

議事部議案課長事務取扱を命ずる

（秘書課総務主幹）同

片岡　義隆

議事部議案課調査主幹を命ずる

（厚生労働調査室首席調査員）

衆議院調査局調査員

小島　鈴代

衆議院参事に任命する

議事部請願課長を命ずる

（委員部議院運営課長）衆議院参事

二階堂　豊

委員部副部長を命ずる

委員部議院運営課長事務取扱を命ずる